



第1章

田園型政令市の 農業構想の考え方



第1章

田園型政令市の農業構想の考え方

1 『田園型政令市』実現の意義

平成17年3月21日の12市町村との合併、10月の巻町との合併により、人口81万人の新・新潟市が誕生しました。新市は、日本海に面し、首都圏と北東アジアを結ぶ軸上にあり、市域面積は726.10km²で、新潟県全体の5.8%を占めています。

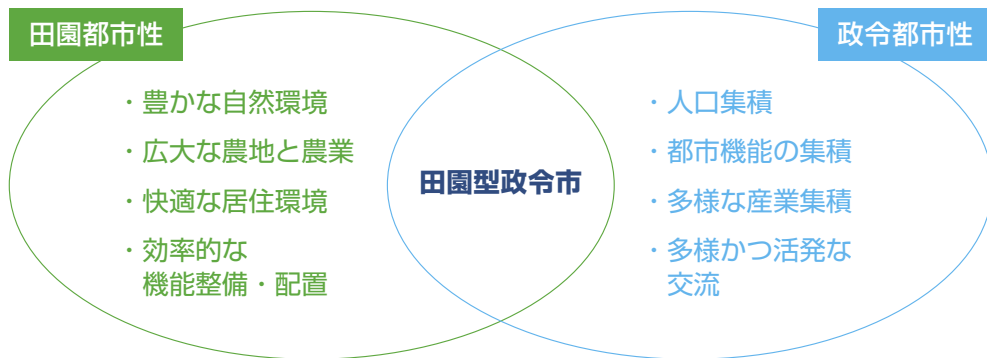
新市は、豊かな自然環境や広大な農地を有し、さらに高次都市機能の集積が進んでいるという、既存の「政令指定都市」にはない大きな特徴を有しています。新市は、この全国有数の広大な農地等の農業資源と高次都市機能を活かし、これらが調和・共存する「田園型政令市」の実現を目指します。

「田園型政令市」では、農業の振興を推進し、農業が有する地域を育む力を最大限に引き出します。そして、広大な農地に囲まれた快適な居住環境や効率的な都市機能の配置、豊かな自然環境の維持・保全を図り、バランスのとれた都市構造を構築していきます。これにより住む人・訪れる人すべてが都市の魅力と自然の魅力を実感し、豊かでゆとりのある生活を満喫できることが、新市の目指す「田園型政令市」実現の意義です。

■新・新潟市として合併した市町村



■田園型政令市のイメージ



2 田園型政令市が目指す社会

本市は、田園型政令市が目指す社会として「互恵型社会、循環型社会、環境重視型社会」を掲げています。本構想では、この3つの社会と農業・農村の関わりを以下のように捉えています。

● 互恵型社会に支えられ元気がでる農業・農村

地産地消のシステムが確立し農業者と消費者が互いに恵み合う関係にあり、都市人口の集積を背景に、農業者は安心・安全で、新鮮な食材を提供する一方、消費者は元気ある地元農業を支え、田園の風景や体験から安らぎを得ることができる社会。

● 循環型社会の一環として資源を有効に活用する農業・農村

日常生活や産業活動を通じて排出される食品残さなどの有機資源や稲わら・もみがらなどの農業系の副産物や廃棄物を循環利用することによって、自然環境に配慮する安全で持続可能な社会。

● 環境重視型社会の中で自然環境と共生する農業・農村

福島潟・鳥屋野潟・佐潟などの水辺や緑地、里山など、かけがえのない豊かな自然を保全するとともに、広大な農地において化学合成農薬や化学肥料を低減した農業、さらには有機農業などの環境にやさしい農業を推進していく社会。

また、食料は市民が健康な社会生活を送るうえで、欠かすことのできない重要なものです。しかし、食に関する近年の諸問題の発生により、これまでの食料の生産から流通、販売にいたるシステムに対し、市民の信頼感が揺らいでいます。

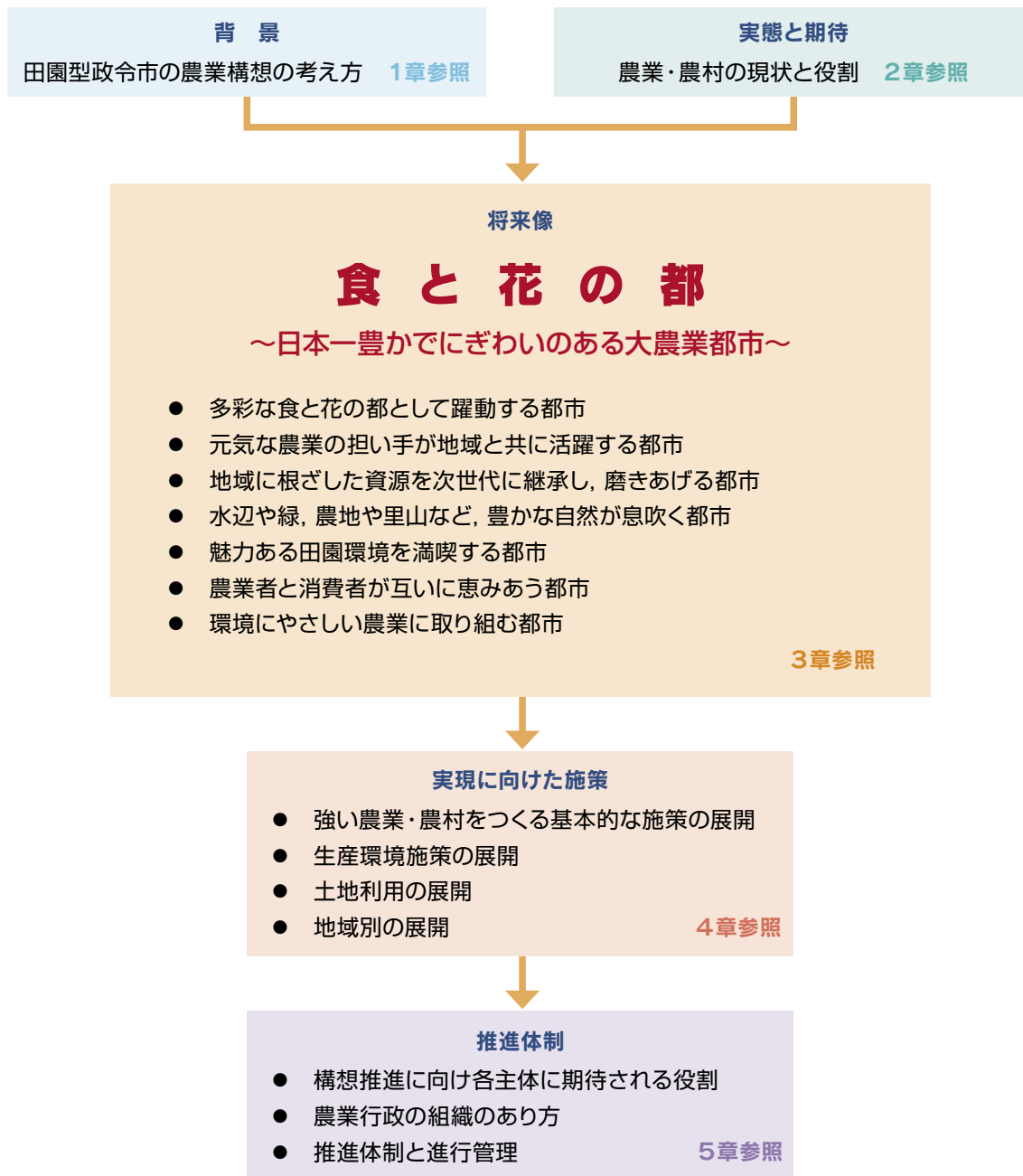
こうした社会的背景の中、本市は食に対する市民の信頼を回復・向上させるため、食料の生産段階から消費段階にわたる総合的な安全対策を推進します。

3 構想策定の趣旨

本構想は、先人の歴史に敬意をはらい、そこで育まれてきた生活文化や地域社会の伝統に学びながら、「田園型政令市」における農業・農村の位置づけを明らかにするとともに、その振興方策を整理・実行し、「田園型政令市」の基盤である農業・農村を確固としたものとするにより、日本一豊かな大農業都市の実現を図ることを目的として策定しました。

4 構想の特色

「田園型政令市」というこれまでわが国に見られなかった都市の構築を目指す本市において、本構想は、田園型政令市の名にふさわしい「食と花の都～日本一豊かでにぎわいのある大農業都市～」を将来像として掲げています。そして、農業・農村が育む素晴らしい食と花を国内外に発信する大農業都市の実現に向けて、施策及び推進体制を整理しています。



5 構想の期間

本構想の計画対象期間は、平成18年度から平成26年度までとします。